

Tobu通信

鳥取県教育委員会事務局
東部教育局
〒680-0846
鳥取市扇町21番地
東教発 R2.3.2 No.160
<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

付けたい力を明確にした授業改善

智頭町立智頭小学校



～課題の共通理解が研究を推進させる～

智頭小学校は、今年度、算数科を研究教科とし、校内研究体制づくりや授業改善に取り組んでいます。児童の課題を整理し、研究推進の仮説を立てる段階から全職員で話し合い、さらに9月以降は「B-PLAN(※)」を活用した授業改善の取組も進めています。

(※) 中部教育局が行っている「活用力アップにつながる授業改善事業」のこと

特に意識していることは、

＜子どもの将来に責任を持ち、
「できた・わかった」と思える授業を行うこと＞

協働による授業づくり
研究主任、算数主任、学年団、T2や支援員と相談しながら授業をつくる。

校内授業研究会(年4回)と授業力アップ研修(アップ研)で指導力向上

- ・全員が、年に1回以上、指導案を作成し授業を公開する。
- ・アップ研は、各自が時期や内容を決めて授業を公開する。参観者は、口頭または参観シートに感想を記入して、授業者に返す。

(指導案作成のために)

- ①学習指導要領解説を読む
- ②付けたい力を明確にする
- ③教科書を基に教材研究をする
- ④児童の実態を分析し、単元を構想する

授業改善のきっかけとして
B-PLANを活用
身に付けるべき力、児童のつまずきの予測、教材の扱い方などを吟味する。



【付けたい力を明確にした授業改善を意識した結果】

＜教員の変容＞

- ・児童の反応を予想して授業を構想できるようになり、教科書教材を児童の実態に合わせてアレンジができるようになった。
- ・児童の活躍場面や深く思考させる発問を準備して授業に向かうことができる。

＜児童の姿＞

- ・意欲的に授業に取り組む姿が増えた。
- ・次時の学習内容に関わる課題を宿題で出すことで、授業の導入での発表が増えた。
- ・算数アンケートの結果、全校で「算数が好き」の割合が増え、上学年では、およそ9割の児童が「勉強をすることは大切である」と回答している。

校内研究の推進には、先生方一人一人の創意工夫も不可欠ですが、職員が互いに影響し合い、学びの共同体として取り組むことが大切であると智頭小学校の先生方を見ていて強く感じました。今回はB-PLANを活用した授業改善が、校内研究活性化の一助となりました。「身に付けるべき力を明確にし、めざす子どもの姿をイメージしながら教材研究すること」「職員が互いに学び合う関係にあること」は、授業改善の先にある子どもたちの学力の確実な定着につながると考えられます。

時代を担う子どもたちの育成に向けて

局長 吉川 誠司

今、社会で起こっている様々な出来事は、まさに変化の激しい予測困難な時代が到来していることを実感させます。そして、この状況は、教育や子どもたち自身、園・学校の日常においても様々な影響を与えています。難しい判断や対応が迫られることが増加し、大変な時代がやってきたと、憂鬱な気持ちに包まれてしまいます。

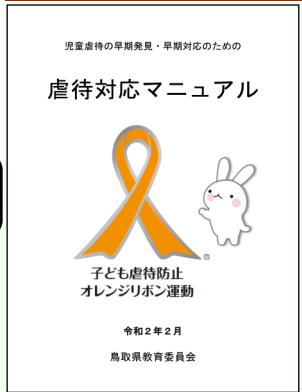
そのような中、先日、雪の積もった日の午後、駐車場で雪をかいていると、通りがかった中学生が「手伝いましょうか」と声をかけてくれました。また、別の日の夜、転倒し怪我をされていた高齢者を、通りがかった高校生が寄り添い介護していたという話を聞きました。相手を思いやる想像力と自ら行動する力をもった次の時代を担う子どもたちが育っていると、うれしい気持ちになりました。きっとこの子どもたちは、これからやってくる予測困難な時代を乗り越え、明るい社会の形成者になってくれると。

日が次第に長くなり、春のおとずれを感じる時期となってきました。桜の開花も今年は早そうです。今、各園・学校では、本年度のまとめ、そして来年度に向けた準備を教職員が一つとなって進めているところかと思えます。どうぞ、よろしくお願ひします。



子どもの安心・安全を守るために ～児童虐待への対応～

県教育委員会では、社会問題として対応を求められている児童虐待に対する基礎的な知識、学校における対応の流れや対応方法等についての理解を深めることを目的に「虐待対応マニュアル」を作成しました。その中から、早期発見・早期対応を中心とした「学校における虐待対応の流れ」と「通告」についてお伝えします。



学校における虐待対応の流れ

- ### 発生予防等の取組
- 子どもや保護者への相談窓口の周知、相談対応
 - 児童虐待未然防止のための教育・啓発活動、研修の実施・充実

虐待の気づき・早期発見

直ちに管理職へ報告・相談
(一人で抱え込まない)

校内虐待対応会議での協議
(通告の判断・組織対応)

通告 (児相・市町村へ)

通告について

保護者との関係悪化を心配して通告をためらううちに、重大な事態に至ってしまった事例もあります。虐待の有無の判断は児童相談所等であることを踏まえ、早期対応の観点から通告することが重要です。児童虐待防止法の趣旨に基づく通告は、結果的に誤りであったとしても、責任を問われることにはなりません。

- スクリーニング (日常の観察等による、気になる子ども、保護者、家庭状況等の把握)
 - (例) ・ 季節にそぐわない衣服、破れ、汚れ
 - ・ 理由の不明確な欠席、遅刻、早退
 - ・ 暴言、暴力行為、落ち着きのなさ
 - ・ う歯や疾病の治療が行われない
 - ・ 諸費用の支払いの遅れ、滞納
 - 健康診断、教育相談、アンケート等 (子どもや保護者の状況についての異変・違和感の把握)
 - (例) ・ 不自然な傷やあざ (隠そうとする)
 - ・ 不自然な説明 (内容がコロコロ変わる)
 - ・ 不自然な表情 (おびえる、表情が乏しい)
 - ・ 不自然な行動 (反抗的、過度なスキンシップ、顔をうかがう、異常な食行動)
- ⇒ チェックシートを活用し、判断する
- 本人 (子ども、保護者) からの訴え
 - 関係機関・地域からの情報
 - ・ 前在籍園・校
 - ・ 学校医や学校歯科医等
 - ・ 他の保護者
 - ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室等
- チェックシートの詳細は、虐待対応マニュアルP59をご覧ください。

校内虐待対応会議の協議の中で対応を「見守り」とする場合、結果的に何もしない「放置」にならないよう、誰が何をどう見守るのか等明確にしておくことが大切です。

通告の法的根拠

- ① **通告の義務**：虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。(児童虐待防止法第6条1項)
- ② **守秘義務の解除**：守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待防止法第6条1項の規定による通告の義務の遵守を妨げるものではない。(児童虐待防止法第6条3項)
- ③ **通告者の情報非提供**：通告を受けた機関は、通告した者が特定される情報を漏らしてはいけません。(児童虐待防止法第7条)

「子どもの安全はもちろん、保護者を救うことにもなる」という認識で通告することが重要です。

児童虐待を早期に発見する観点として「いつでもどこでも起こり得る」という認識に立ち、子どもや保護者をめぐる異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、通告は「安心して暮らせていない子どもや保護者に対する関係機関と連携した支援の始まり」です。事態を前進させる有効手段と考え、通告を契機に親子関係の再構築や学校等と保護者との新たな関係づくりへと発展させましょう。